


■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

***** : 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC : 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

 : パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。
無償で、非営利的かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 Todai OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2013, 中島隆博

The University of Tokyo / Todai OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2013, Takahiro Nakajima

2013年度夏学期学術俯瞰講義

社会と倫理

〈人間〉の限界を問う

共生の倫理Ⅱ いま儀礼を問うこと

中島隆博(東洋文化研究所)

1. イスラエルより



1. イスラエルより

- ▶ もう一つ目に見える壁について書き記しておくべきものは、墓を分割している壁である。それを見たのはヘブロンであり、一九九四年の虐殺の現場であるイブラーヒーム・モスクであった。この教会はイスラームのモスクと、ユダヤ教のシナゴークに分割されたもので、その分割線上にアブラハム（イブラーヒーム）の墓がある。一方のシナゴークでは、ちょうど、四九歳で双子を授かった女性を祝福するお祭りをしており、その脇では、ユダヤの宗教者たちがトーラーを読み続けていた。その他方のモスクは森閑としていて、ユダヤ人が機関銃を乱射した痕跡が静かに剥き出しになっていた。

1. イスラエルより



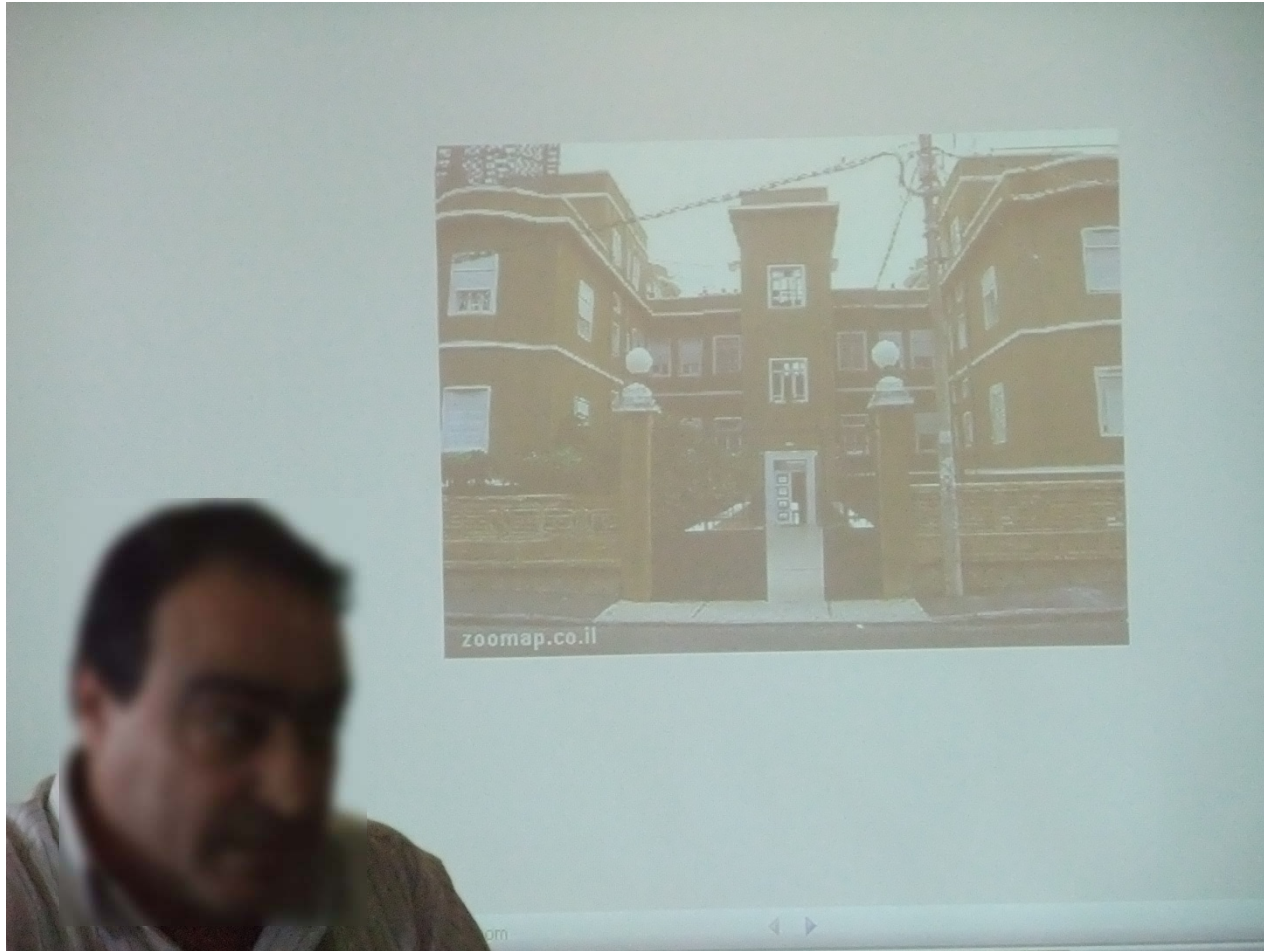
1. イスラエルより



1. イスラエルより



1. イスラエルより



1. イスラエルより

- ▶ 一つは、ハイファ大学での試みである。それは、ユダヤとパレスチナの生徒の歴史教育のために、共通教科書を作るというものである。実際の教育現場もまた、ユダヤ人とパレスチナ人は分離されていて、別々の学校に通っている。それを乗り越えるために、同じ歴史事象に対して、一方の頁をユダヤ人の観点から、他方の頁をパレスチナ人の観点から書き、それを生徒に提示するというものである。政府の認可を得ることが難しいとのことであったが、それを推進している先生方には静かなしかし強い確信があるように見受けられた。そして、東アジアにおける共通教科書の試みも熟知されていて、思わぬところでの響き合いに驚かされた。

1. イスラエルより



1. イスラエルより

- ▶ もう一つは、ガリラヤにあるフェアトレードセンターであるシンディヤナに代表される試みである。ここでは、ユダヤの女性とパレスチナの女性の共生が図られ、互いの言語を学びあいながら、オリーブオイルと石鹼そして籠を作ることで、女性たちの経済的かつ社会的な自立が目指されている。ここにあるのがまさに、宗教的な軛や政治的な分断を乗り越えた共生のプラクシスである。彼女たちが作り上げようとする連帯を支えるのは、共生のための信であり、それは宗教でも国家でもない、一種の神的な次元にあるものなのだ。

2. 神的な次元をどう語るか

- ▶ 世俗化と宗教
- ▶ 他者への倫理
- ▶ 儀礼の意義

2. 神的な次元をどう語るか

- ▶ 土地は、イスラエルにとっては、賭け金であり袋小路である。かの地で用いられている「エーン・ブレラー！」(選択の余地なし)という言葉も、袋小路に追いつめられているというこのあり方を踏まえているのだろう。軍備を有した威圧的な国家として、地中海沿岸における軍事大国のひとつとして、武装解除したパレスチナ人たちと相対し、パレスチナ人の存在を承認することすらしない！それがことの真相なのだろうか。現実にはそれが有する力からすると、ごく当然な同盟国に恵まれ、自分たちの土地に囲まれた諸国民、異議を唱えられることなき諸国民の只中であって、イスラエルはこの世でもっとも脆いもの、もっとも傷つきやすいものでもあるのではないだろうか。自分たちの土地に囲まれた諸国民、と言ったが、土地、土地、土地、見渡す限り土地が続いているのではないか(エマニュエル・レヴィナス「政治は後で！」、『聖句の彼方 タルムードー読解と講演』所収、pp.308-9)。

2. 神的な次元をどう語るか

- ▶ イスラエルは「メシア的国家におけるダヴィデの国家の完成」であり、まさに「ユートピア」であるはずだからだ（「カエサルの国とダヴィデの国」、pp.297-8）。『全体性と無限』の言葉で言うなら、それは「わたしたちが決して生まれたのではない国」、「あらゆる自然とも無縁な国」、「わたしたちの祖国であったこともなく、今後移り住むこともない国」であるはずである（『全体性と無限』、p.31）。ところが、実際には、イスラエルは「父祖たちの土地への帰還」（「カエサルの国とダヴィデの国」、p.299）に他ならず、ユダヤ人たちが移り住んだ国である。

3. 礼とは何か？

- ▶ 「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」(『礼記』曲礼上)
- ▶ 法のような客観的で普遍的な規範ではなく、感情に基づいた、主観的で特殊な規範
- ▶ →飾ること:「美的」(アイステーシス)な装飾

3. 礼とは何か？

- ▶ 議論はこうだ。人間は状況に対応していくと、その対応のいくつかは後に範例的であったと見なされるようになる。それらは高められて礼となる。礼は、次世代が反復して、自分たちを訓練し、感情における自分たちの対応の仕方を洗練していくものである。
- ▶ (Michael Puett, “Theodicies of Discontinuity: Domesticating Energies and Dispositions in Early China,” in *Journal of Chinese Philosophy, Supplement to Volume 37* (2010), p.58)
- ▶
- ▶ 礼は感情に由来する。それは範例的だと見なされた対応であり、次世代を訓練してその感情を様式化するのを助けることができるとも考えられている。(Ibid., p.59)
- ▶ → 範例的規範性

3. 礼とは何か？

- ▶ 礼=仁
- ▶ 顔淵が仁について尋ねた。
- ▶ 子が言う。「自己に打ち克って礼に復歸することが仁である。一日でも自己に打ち克って礼に復歸すれば、天下の人々はその仁に帰服する。仁であることは自己によるもので、他人によることではない」。
- ▶ 顔淵が言う。「仁をなすことの項目は何でしょうか」。
- ▶ 子が言う。「礼でなければ見てはならず、礼でなければ聴いてはならず、礼でなければ言ってはならず、礼でなければ行動してはならない」。
- ▶ 顔淵が言う。「わたしは敏ではありませんが、今の言葉に従っていきたい」。(『論語』顔淵)

4. 荀子と礼

- ▶ 礼というものは国家を治める最高規範であり、国家を強固にする根本であり、国威を重くするための手段であり、功名のための総元締めである。王が天下を取るのも、国を亡ぼすのも、礼に従うか従わないかで決まる。（『荀子』議兵）
- ▶
- ▶ 礼に三つの根本がある。天地は生の本であり、先祖は同類の族の本であり、君師が治の本である。（『荀子』礼論）

4. 荀子と礼

▶ 礼の起源

- ▶ 礼はどこから起こるのか。曰く。人は生まれながら欲がある。欲しても得られなければ求めずにはおれない。求めるときに度量分界がなければ争わないではいられない。争えば乱れ、乱れれば窮する。先王はこうした乱をにくみ、そこで礼義を制定して分別し、人の欲を養おうとしたのである。人の求めるものを与え、欲が決して物に窮さず、物が決して欲に屈さない。この両者がお互いに持して長ずるようになる。これが礼の起こるところである。(中略)
- ▶ 礼義文理が情を養うものであることを熟知するべきである。
- ▶ (『荀子』礼論)

5. 礼の問題点

- ▶ 孟子が言う。「湯がいた時、葛の国と隣り合っていた。葛伯はならず者で祀りをしなかった。湯は人を使わせて尋ねた。「なぜ祀らないのか」。「供える犠牲がない」。湯は牛と羊を贈与した。葛伯はこれを食べてしまい、祀りをしなかった。湯は再び人をやって尋ねた。「なぜ祀らないのか」。「供える[器に盛る穀物]がない」。湯は亳の人々を向かわせて耕作させ、老人と身体の弱い者には耕す者のために食べ物を運ばせた。葛伯は自分の民を率い、食べ物や黍稻を運ぶ者を脅かしてそれを奪い、渡さない者は殺した。一人の子供が米と肉を運んでいた時、その子供を殺して奪った。書経に、「葛伯は[運ぶ者を殺し、仇となった]」とあるのは、このことである。この子供を殺したという理由で、湯は征伐した。天下の人々はみな、「天下の富を得ようとしてではなく、匹夫匹婦のために復讐したのである」と言った」。(『孟子』滕文公下)

5. 礼の問題点

- ▶ 正戦の論理に対する章炳麟の批判
- ▶ 孟子は好戦者を極刑に処すべしとしたが(『孟子』離婁上)、湯王の葛伯征伐のことを挙げた時は、「天下の富を得ようとしてではない」と言っている。しかし、こうした湯王(そして伊尹)の謀を考えてみると、宗教に名を借りて他国を侵略しているのである。牛羊そして米などは、葛伯が備えることが難しいものではなく、放にして祀らないにしても、隣国が問い尋ねることではないわけだから、湯王はせいぜい諷諭の言を述べて、葛伯の返事を待つに止まればよかったのである。ところが、自国の民を使わして、交錯させ、葛伯を恐れさせ、子供が殺されたとして仇討ちの名目にした。今日見られる、[西欧諸国の]他国を侵略し、奪い取るのと同じである。(章炳麟『齊物論釈』)

6. 権の思想

- ▶ 権：臨機応変の判断
- ▶ 淳于髡が言う－男女が物をやり取りする時、手渡ししないのは、礼ですか。
- ▶ 孟子が答える－礼です。
- ▶ －兄嫁が溺れかかったとすると、助けるのに手を使ってもよいのでしょうか。
- ▶ －兄嫁が溺れているのに助けないのは、豹や狼のようなものです。男女が物をやり取りする時に手渡ししないのは礼ですが、兄嫁が溺れているのを手で助けるのは、権[臨機応変の判断]なのです。
- ▶ －今や天下が溺れています。先生が助けないのはなぜですか。
- ▶ －天下が溺れているのを助けるのは、道によってです。兄嫁が溺れているのを助けるのは手によってです。あなたは手を使って天下を救おうというのですか。(『孟子』離婁上)

7. 孟子を読む戴震

- ▶ 礼が設けられたのは天下の人々の情を治めるためである。過剰なところを裁ち切り、不足しているところを勉めさせて、天地の中に人がいることを知らしめることにほかならない。人々の情が薄くなったのに外貌を飾っている。それは、外貌を飾るから情が薄くなったわけではない。人々の情がだんだん薄くなり、ただ外貌を飾ることを礼と考えているということだ。外貌を飾ることを憎むのではなく、人々の情が薄いのを憎むのである。礼は心の狭いもの卑しいものを治めて、文に変化させるものである。喪は哀しみうれいを治め、直情径行から遠ざけるものである。情が薄い者は、奢侈と形式主義に走るばかりで、心の狭さが礼に対することにも及ばない。というのも、それは十分ではないにしても、礼を制定しそれを始めたことに近いからである。(戴震『孟子字義疏證』仁義礼智)

8. 現代哲学と礼

- ▶ 「感情論者」ヒューム



- ▶ 理性とは、もろもろの情念の一般的で穏やかな規定にほかならない、すなわち、距離を置いて見ること、つまり反省にもとづく規定にほかならないのである。(ヒューム『人性論』四(大槻春彦訳)、岩波書店、一九七四年、一九六頁)

- ▶ 利害にとらわれた感情の方向を変化させることでしか、情念はそうした感情を制御することはできない。ところで、このような変化は、どれほどささいな反省においても必ず生じるにちがいない。(同、六六頁)

8. 現代哲学と礼

- ▶ 正義とは、利害的関心についての反省ではなく、利害的関心の反省であるということ、そして正義とは、情念が変様する精神のなかでの情念それ自体のねじれであるということ、これを理解しなければならない。反省とは、おのれ自身を抑圧する傾向の操作である。(ジル・ドゥルーズ『経験論と主体性』、45～46頁)
- ▶ 正義は諸情念を迂回的に満足させるということ、ただそれだけのことである。正義は自然の一原理ではない。正義は人為である。しかし、人間は考案する種であるという意味で、人為はやはり自然である。たとえば、占有の安定はひとつの自然法である。ベルクソン風に言うなら、自然に属するのは、諸習慣ではなく、諸習慣を身につけるといふ習慣である。自然は、文化という手段を介してはじめておのれの諸目的を達成するのであり、心的傾向は、制度を経由してようやく満足させられるのである。(同、47頁)

9. 郭齊勇「親親互隱」、「愛有差等」の論争」

- ▶ 近年の中国哲学界では孔子が論じた「父子互隱」や孟子の論じた舜および「愛有差等」の問題が論争となっている。こうした論争は儒家倫理の歴史とその現代的価値に対する判断に関わっている。儒家倫理は複雑なシステムであり、仁と義、仁と礼、仁と智といった徳目の間には張力のある按配がある。儒家の仁、義、礼、忠、敬、信といった徳目はどれも社会的、公共的なもので、公共生活及びその秩序の構築に用いられる。儒家は一貫して私恩と公義、公共領域と私的空間の区別を強調してきた。儒家の「仁愛」は普遍性と超越性を有し、道德主体が涵養する道德法則(理、義)は必ず絶対的な普遍性を持ち、あわせて、「愛に差等あり」という思想の本体論の基礎である。「父子が互いに隱す」の思想とそれと相関する法律制度は、まさに人権に対する尊重と維持を含んでいる。(2005年)

参考文献

- ▶ Gilles Deleuze, *Empirisme et subjectivité : essai sur la nature humaine selon Hume*, Paris, Presses universitaires de France, 1953. 【ジル・ドゥルーズ『経験論と主体性ーヒュームにおける人間的な自然についての試論ー』（木田元・財津理訳、河出書房新社、二〇〇〇年）】
- ▶ ジル・ドゥルーズ『経験論と主体性』
- ▶ ヒューム『人性論』四（大槻春彦訳）、岩波書店、一九七四年
- ▶ 郭齊勇「「親親互隠」、「愛有差等」の論争」、『江蘇社会科学』、2005年第3期
- ▶ Michael Puett, “Theodicies of Discontinuity: Domesticating Energies and Dispositions in Early China,” in *Journal of Chinese Philosophy, Supplement to Volume 37 (2010)*
- ▶ 中島隆博『共生のプラクシス 国家と宗教』、東京大学出版会、2011年